

農業委員会からの大事なお知らせ！

農地の貸し借りについて

来年の耕作に向けて、農地の貸し借りを行う場合は、農地中間管理機構を通した手続きが必要となりますので、早めの手続きをお願いします！！

■農地貸し借りのながれ

- ①農地所有者と耕作者間で貸し借りの合意がなされる。
- ②地区担当の農業委員又は農地利用最適化推進委員（以下、推進委員）にその旨を伝える。
- ③農業委員又は推進委員より所有者及び耕作者に申込書を配布します。
※記入の仕方が分からない場合は、農業委員又は推進委員までお問い合わせください。
- ④申込書に必要事項を記入し押印のうえ、農業委員又は推進委員へ提出。
※必ず貸借期間と小作料（0円の場合も）について記入してください。
- ⑤後日、調印（契約）書類を農業委員又は推進委員より所有者と耕作者に手渡ししますので、内容に誤りがないか確認し押印のうえ、農業委員又は推進委員に提出。



■農地貸し借りにおける注意事項

- ①上記「農地の貸し借りのながれ」によって手続きをした場合でも、各地区の集積推進組織による許可が得られるまでは貸し借りは完了となりません。 ※集積推進組織とのやり取りは役場が行います。
- ②各地区において集積推進組織を設立していない場合は、早急に設立願います。
- ③小作料が発生する場合のみ、農地中間管理機構に手数料をお支払いいただきます。
※手数料は、契約数等により最低800円～最高8,000円（年）で上下します。

農地の利用意向調査のご案内

町農業委員会では、本年度実施した「農地の利用状況調査」の結果を基に遊休農地であった農地について「農地の利用意向調査」を実施します。

調査期間等は以下のとおりですので、地区担当の委員がご自宅を訪問させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

■利用意向調査

〈調査期間〉 令和7年10月～11月

〈調査内容〉 利用状況調査で遊休農地と判断された場合、その農地を所有または管理している方に対し利用の意向を調査します。

〈注意事項〉 貸付等の意向が示されない場合、固定資産税が増額される可能性もあります。

○農業委員・農地利用最適化推進委員担当地区一覧

倉村/楢原	渡部 辰雄(推)
刈林/成姫	横田 明央(委)
	星 望(委)
板杖/小池/倉水	大竹 洋史(推)
三ツ井	渡部 勇一(委)
	弓田 健一(委)
	渡部 勉(委)
新開/戸赤	佐々木孝徳(委)
	佐藤 秀明(委)
中山	加藤 浩一(委)
	湯田 慶司(委)
弥五島	玉川 守(推)

塩生	玉川 浩之(推)
桧原	渡部 貴人(推)
桃曾根/鶴ヶ池	渡部 洋一(推)
落合	星 陽一郎(推)
	星 信男(推)
音金/十文字	湯田 富徳(推)
	弓田 清喜(推)
南倉沢/大松川	室井 良平(推)
	大竹 義則(推)
小松川	室井 喜義(推)
張平	室井 康一(推)
中妻/水門/沢入	佐藤 正一(推)

湯野上/大沢/白岩/雑根	星 高德(推)
小出/沼尾	星 久男(委)
	五十嵐 傳(委)
田代/芦ノ原/枝松	渡部 儀一(推)
小野/大内	佐藤 光雄(推)

(委)は農業委員

(推)は農地利用最適化推進委員

※農業委員は全地区対応します。

(裏面もご覧ください。)

農地転用許可制度のご案内

農地を転用しようとする者は、農業委員会を經由して、都道府県知事等の許可を受ける必要があります。

もし、これらの許可を受けずに転用を行った場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の停止や現状回復等の措置命令や罰則の適用もありますので、ご注意願います。

農地の転用をお考えの方は農業委員会事務局までご相談願います。

■転用申請における注意事項

- ①転用許可には条件がありますので、申請したからといって、全てが許可となるとは限りません。
- ②申請から許可まで日数を要する場合がありますので、転用をお考えの方は、早めに手続きが必要です。
- ③一時的に資材置場や砂利採取場に利用する場合も一時転用の許可申請が必要となります。
- ④転用する者と所有者が同一でない場合、農地台帳との照合が必要となりますので、事前に問合せ願います。

■罰則の規定

違反転用や原状回復命令に従わない場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

農地を相続したら

相続や遺産分割、包括遺贈等によって農地の権利を取得した方は、農業委員会への届出が必要となります。

この届出は、法務局への相続登記とは別に必要となる手続きですので、忘れずに行うようお願いします。

■相続の届け出について

〈注意事項〉 相続発生日からおおむね10カ月以内に農業委員会への届け出が必要です。

届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

■相続の登記について

〈注意事項〉土地を相続した場合、その相続を知った日から3年以内に登記する必要があります。

これは、登記の義務化以前に相続した土地も対象となります。

(令和6年4月1日から登記の義務化が開始されました。)

登記の手続きにつきましては、お近くの法務局や専門家である司法書士等へご相談ください。

上記以外に農地に係る不明な点等ございましたら、農業委員会事務局までお問い合わせ願います。

下郷町農業委員会事務局 電話 0241-69-1188

メール nougyou_iinkai_01@town.shimogo.fukushima.jp